

重度身体障害者住宅改造費助成 **身**

既存住宅の浴室、便所、洗面所、台所、玄関、廊下その他住宅設備を身体に障がいのある人向けに改造するために必要な経費を補助します。

※必ず着工前に相談の上、申請してください。

●対象者

浜松市に住所を有し、身体障害者手帳を持っている人で、次の各号すべてに該当する人。

1. 身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹又は視覚の障がいがある人で、肢体不自由又は視覚障害の程度が総合等級で1級又は2級の人
2. 住宅設備を改造する必要がある人
3. 次のいずれかの課税状況に該当する世帯の人
 - ・市、県民税が非課税の世帯（4月から6月までの間に申請する場合は前年度分）
 - ・前年分の所得税額が200,000円以下の世帯（4月から6月及び1月から3月の間に申請する場合は前々年分）
4. 市税に滞納がない世帯に属する人

●助成金額

(1) 市県民税が非課税の世帯

- ・工事費（補助対象経費）の3分の2以内で750,000円を限度とする。

(2) (1)に該当しない世帯で、前年分の所得税額が200,000円以下の世帯

- ・工事費（補助対象経費）の2分の1以内で750,000円を限度とする。

ただし、他の住宅改修費（日常生活用具費助成事業、介護保険制度）と併用するものは、その給付額を差し引く（過去の支給分を含む）。

※新築・増築は住宅改造費助成対象になりません。

●手続きに必要なもの

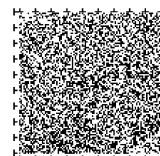
- ・身体障害者手帳、印鑑（朱肉を使うもの（スタンプ印不可））
- ・助成対象工事見積書
- ・平面図（改造前と完成予想図各1部）
- ・写真（改造を必要とする部分の写真）
- ・所得税額を証明するもの（同居家族全員及び改造後同居しようとする世帯を含む）

【例】前年分の源泉徴収票または確定申告の控え等

（4月から6月及び1月から3月までの間に申請する場合は前々年分）

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）



市営住宅は年に4回入居者募集を行い、資格要件を満たしている人が申込可能です。
詳しくは、下記窓口までお問合せください。

●資格要件

- ・住宅に困窮している人
- ・市内に住んでいる人、又は市内に勤めている人
- ・現に同居または同居しようとする親族のある人
※ただし、身体に障がいのある人（1～4級）、精神障がいのある人（1～3級）、知的障がいのある人で、自立生活ができる人は単身入居の申込ができます。（単身入居が可能な住宅に限ります。）
- ・国税、地方税等を滞納していない人
- ・入居又は同居しようとする人が暴力団員でない人
- ・申込者及び同居しようとする親族全体の過去1年間の所得金額が一定金額以下の人
一般世帯：月額158,000円以下
裁量世帯（障がいのある人がいる世帯等）：月額214,000円以下
- ・確実な連帯保証人がいる人

●心身障害者向け住宅（車椅子対応）

身体に障がいのある人（1～4級）、精神障がいのある人（1・2級）、知的障がいのある人がいる世帯のみ入居ができます。

遠州浜団地（2戸）、萩丘団地（2戸）、佐鳴湖西団地（4戸）、初生団地（2戸）

●窓口

浜松市営住宅管理センター ☎457-3051
浜松市営住宅北部管理センター ☎401-0323

地域相談支援

●地域移行支援

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行を希望する人に、住居の確保等必要な支援を行います。

利用するためには、区役所社会福祉課より給付の決定を受ける必要があります。

（P30参照）

●地域定着支援

居宅において単身等により地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。

利用するためには、区役所社会福祉課より給付の決定を受ける必要があります。

（P30参照）

